

愛媛県業務委託最低制限価格制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が発注する建設工事に関する調査、測量及び設計業務（以下「業務委託」という。）の競争入札における低価格の入札に関し、業務委託の契約の内容に適合した履行の確保を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項及び愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。）第134条の規定に基づく最低制限価格の設定等最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要綱の対象は、予定価格が500万円以下の業務委託とする。

(最低制限価格の算定)

第3条 前条に規定する業務委託の契約に係る最低制限価格は、別表に掲げるところにより算出した額とする。

2 業務委託を発注する部局の長又は地方機関の長（以下「発注部局の長」という。）は、前項の規定により算定した最低制限価格を記載した書面を封書にし、入札執行者（知事又は知事の委任を受けて入札を執行する権限を有する者をいう。以下同じ。）に送付するものとする。

3 入札執行者は、開札の際、前項の書面を開札場所に置くとともに、電子入札による場合にあつては、規則第133条第4項に規定するファイルに記録するものとする。

(最低制限価格の事後公表)

第4条 前条第1項の規定により算定した最低制限価格は、契約の締結後に公表するものとする。

(落札者の決定)

第5条 入札価格が最低制限価格に110分の100を乗じて得た額を下回る場合は、入札執行者は、当該入札をした者を落札者とせず、その旨を当該入札者に通知するとともに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定するものとする。

2 前項の予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は、抽せんによるものとする。

(落札者決定の通知)

第6条 入札執行者は、前条の規定により落札者が決定したときは、電子入札システム（愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（平成17年8月17日制定）に定義するシステムをいう。）により（紙入札方式による場合にあつては、書面により）、すべての入札参加者に対して通知するものとする。

(入札参加者への周知)

第7条 入札執行者は、規則第132条第1項の規定による一般競争入札の公告をし、又は規則第144条第2項の規定による指名競争入札参加者の指名及び通知（以下「入札公告等」という。）をするにあつては、次の各号に掲げる事項について、当該事項を県ホームページに掲載するなどして周知を図るものとする。

- (1) 最低制限価格が設定されていること。
- (2) 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者は落札者となれない

こと。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う業務委託について適用し、同日以前に入札公告等を行った業務委託については、なお従前の例による。

別表 最低制限価格の算定方法

業種区分	①	②	③	④	⑤ (下限)	⑥ (上限)
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の3.8を乗じて得た額	—	10分の6	10分の8.2
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	10分の6	10分の8
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の7を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.3を乗じて得た額	10分の6	10分の8
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額	解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の3.8を乗じて得た額	3分の2	10分の8.5
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の7を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4を乗じて得た額	10分の6	10分の8

上記表の①から④までに掲げる額の合計に1.1を乗じた額

ただし、上記計算式により算出した額が予定価格に⑤を乗じて得た額を下回る場合にあっては、予定価格に⑤を乗じて得た額を、予定価格に⑥を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に⑥を乗じて得た額を、最低制限価格とする。

大規模災害時における応急復旧工事に係る暫定契約事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、愛媛県内で大規模な風水害、震災その他予見し難い非常事態（以下「災害等」という。）により被害が発生した場合に県が発注する工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）において、工事の人員や資機材の確保に際して必要な資金の円滑な調達を支援するため、受注者の意向に応じて迅速に前払金を支払うことを目的として締結する随意契約（愛媛県会計規則（昭和45年4月愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）第146条第1項第4号の規定による契約をいう。以下「暫定契約」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 前条に規定する災害等は、概ね次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき、愛媛県災害対策本部が設置される災害等
- (2) 前号に掲げる災害等と同程度であって、応急対策業務のために、建設業関係団体の協力が必要であると県が認めるもの

(対象工事)

第3条 暫定契約の対象は、県が発注する工事のうち、次の各号のいずれかに該当する工事として、県が建設業関係団体と締結した大規模災害時における応急対策業務に関する協定（以下「大規模災害協定」という。）に基づき要請するものとする。

- (1) 発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、がれき除去、堤防等河川管理施設等の応急復旧工事
- (2) 孤立集落の解消のための橋梁復旧工事
- (3) その他防災上の観点から、特に緊急の対応が必要と認められる工事

(発注方法)

第4条 暫定契約に係る工事は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定に基づき、随意契約により発注する。

2 前項の規定による契約の相手方は、大規模災害協定に基づき建設業関係団体から報告があった候補者の中から、施工能力、地理的条件等を総合的に考慮し、契約担当者（会計規則第2条第6号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）を選定する。

3 第1項の工事を発注するときは、会計規則第146条第1項ただし書の規定により、予定価格を記載した書面の作成を省略する。

4 第1項の工事を発注するときは、会計規則第147条第4項第4号の規定により、見積書の徴取を省略する。

(暫定契約とする内容等)

第5条 暫定契約は、工事内容（工法、数量等をいう。以下同じ。）、設計金額及び工期（以下「工事内容等」という。）について、概要及び概算によるものとする。

2 前項の工事内容等は、別に定めるところにより、工事主管課（愛媛県工事執行事務取扱規程（令和2年6月愛媛県訓令第13号。以下「工事執行事務取扱規程」という。）第

2条第3号に規定する工事主管課をいう。)において設定する。

- 3 暫定契約において、建設工事請負契約書(以下「契約書」という。)中「請負代金額」とあるのは「概算請負代金額」と、「工期」とあるのは「暫定工期」とする。

(契約方法)

第6条 暫定契約を締結するときは、契約書に(別紙)「当初において暫定契約とする特約条項」を付記するものとする。

- 2 暫定契約を締結するときは、会計規則第154条第5号の規定により、契約保証金の全部の納付を免除する。

(工程表)

第7条 第9条に規定する暫定契約の期間中においては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第10条に規定する対象建設工事に該当するときを除き、愛媛県工事執行規程(昭和39年8月愛媛県告示第695号)第9条の規定により、契約書第3条に規定する工程表の提出を求めないものとする。

(前金払)

第8条 契約担当者は、第5条第1項及び第2項の規定により算定した設計金額が100万円以上の工事であって、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証が付されている場合は、前金払をすることができる。

- 2 前項の規定により前金払をすることができる額は、概算請負代金額の10分の4以内の額とする。

(暫定契約の期間)

第9条 暫定契約として取り扱う期間は、契約の締結後、次条に規定する変更契約が締結されるまでの間とする。

(変更契約)

第10条 契約担当者は、暫定契約の締結後、速やかに現地の状況把握に努めるとともに、受注者から当該工事に係る参考見積書、積算内訳書その他施工内容が確認できる書類を徴することにより工事内容等を精査した上で、当該工事に係る設計図書を作成するものとする。

- 2 契約担当者は、前項の設計図書に基づき、受注者と、変更後の工事内容等について十分協議した上で、変更契約を締結するものとする。

- 3 前項の規定により変更契約を締結するときは、工事執行事務取扱規程第6条及び会計規則第146条第1項本文の規定に基づき予定価格を決定し、当該予定価格を記載した書面(以下「予定価格調書」という。)を作成するとともに、同規則第147条第1項第6号の規定により、受注者から見積書を徴取するものとする。

- 4 前項の予定価格調書は、会計規則第133条第3項の例により封書にし、見積り合わせの際これを見積り合わせの場所に置くものとする。ただし、対面による見積り合わせを行わない場合にあつては、この限りでない。

- 5 前項の規定により決定した予定価格は、変更契約の締結後に公表するものとする。

- 6 請負率については、第3項の見積書に記載された金額により算定し、以後の変更契約においては、その請負率を適用する。

- 7 第6条第2項の規定は、変更契約に係る契約保証金について準用する。
- 8 契約担当者は、変更契約の締結後、契約書第3条の規定に基づき、受注者に対して工程表の提出を求めるものとする。

(その他)

第11条 暫定契約の締結にあたっては、工事執行事務取扱規程第3条第2項、第4条及び第7条並びに愛媛県電子入札運用基準(工事・業務)(平成17年8月17日制定)の規定は、適用しない。

- 2 この要領に定めるもののほか、暫定契約の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年5月20日から施行する。

(別紙)

当初において暫定契約とする特約条項

(契約の締結)

第1条 この契約は、大規模災害時における応急対策業務の初期活動を円滑に実施するため、当初は、概算の工事内容及び工事費により締結するものとする。

(請負金額、工期)

第2条 前条に規定する概算の工事内容及び工事費による契約とする期間（以下「暫定契約期間」という。）は、この契約を締結した時から変更契約を締結するまでの間の取扱いとし、当該期間において、建設工事請負契約書及び同約款（以下「約款」という。）中「請負代金額」とあるのは「概算請負代金額」と、「工期」とあるのは「暫定工期」と読み替えるものとする。

(設計図書)

第3条 本契約の締結にあたり、約款第1条第1項に規定する設計図書については、暫定契約期間における写真、数量計算書等の概要資料をもって代えることができる。

(工程表)

第4条 受注者は、約款第3条第1項の工程表について、暫定契約期間中は、作成及び提出を省略できるものとする。ただし、この契約が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条に規定する対象建設工事に該当する場合は、この限りでない。

(契約の保証)

第5条 本契約において、約款第4条の規定による契約の保証は、免除することができる。

(契約の変更)

第6条 発注者及び受注者のいずれもは、本契約締結後、できるだけ速やかに現地の状況把握に努めるとともに、受注者から参考見積書、積算内訳書その他施工内容が確認できる書類を徴することにより、工事内容等について精査した上で設計図書を作成するものとする。

2 発注者及び受注者は、前項の設計図書に基づき、工事内容等について十分協議した上で、変更契約を締結するものとする。

3 第4条の規定により作成及び提出を省略した工程表については、変更契約の締結後、約款第3条第1項の例により作成し、提出しなければならない。



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年5月20日金曜日 第308号

◇ 目 次 ◇ 規 則

○ 愛媛県会計規則の一部を改正する規則……………（会計課）… 485

告 示

- 愛媛県工事執行規程の一部改正……………（行革分権課行政管理室）… 486
- 指定自立支援医療機関の指定（2件）……………（健康増進課）… 487
- 保育士登録申請手数料、保育士登録証の交換交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納事務の委託……………（子育て支援課）… 487
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等……………（経営支援課）… 487
- 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧……………（農地整備課）… 488
- 土地改良事業の工事完了の届出……………（ " ）… 488
- 土地改良区役員の就退任の届出……………（中予地方局農村整備第一課）… 488
- 土地改良事業の計画の変更の認可……………（ " ）… 489
- 土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧……………（ " ）… 489
- 指定住宅サービス事業の廃止……………（南予地方局地域福祉課）… 489
- 指定介護予防サービス事業の廃止……………（ " ）… 489
- 道路の区域変更（県道節安下鍵山線）……………（南予地方局管理課）… 490
- 道路の供用開始（ " ）……………（ " ）… 490
- 道路の供用開始（県道網代鳥越線）……………（ " ）… 490
- 落札者等の告示……………（警察本部会計課）… 490

公 告

- 争議行為の通知の公表……………（労政雇用課）… 490
- 愛媛県立高等学校空調整備の借入れ及び保守管理等業務（電気式）……………（高校教育課）… 491

教育委員会公告

- 令和5年度の愛媛県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日に
ついて……………（高校教育課）… 492

選挙管理委員会告示

- 直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数……………（選挙管理委員会）… 493

正 誤

- 令和4年4月22日付け愛媛県報第301号愛媛県告示第455号（大規模小売店舗の変更の届出の概要等）中……………（経営支援課）… 493

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第26号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年5月20日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（会計管理者等の事務の一部委任）	（会計管理者等の事務の一部委任）
第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおり	第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおり

とする。

(1)~(4) 省略

(5) 総務部行財政改革局税務課直税係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、税務課が指定納付受託者に納付させ、及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第158条の2第1項の規定による歳入の収納の事務の委託を受けた者に払い込ませる地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する徴収金の収納及び保管に関すること。

(6)~(8) 省略

2 省略

(誤払金等の歳入の測定の時期)

第11条 歳入徴収者は、令

第159条の規定による誤払金等(以下「誤払金等」という。)であつて当該誤払金等の納入の通知をしているものが出納閉鎖の日までに戻入れとならなかつたときは、その翌日において歳入として測定をしなければならない。

(契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の手続)

第134条 契約担当者は、令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設ける場合は、工事の請負契約等を締結しようとするときを除き、予定価格の10分の8以上の価格を最低制限価格としなければならない。

2 省略

(予定価格の作成等)

第146条 契約担当者は、随意契約をするときは、予定価格を第133条第1項及び第2項の規定の例により決定し、当該予定価格を記載した書面を作成しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する契約にあつては、予定価格を記載した書面の作成を省略することができる。

(1)~(3) 省略

(4) 非常災害のために必要な応急措置として行う復旧工事に係る契約であつて特に緊急を要すると認められるもの

2 省略

とする。

(1)~(4) 省略

(5) 総務部行財政改革局税務課直税係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、税務課が指定納付受託者に納付させる

地方税法

(昭和25年法律第226号)に規定する徴収金の収納及び保管に関すること。

(6)~(8) 省略

2 省略

(誤払金等の歳入の測定の時期)

第11条 歳入徴収者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。

以下「令」という。)第159条の規定による誤払金等(以下「誤払金等」という。)であつて当該誤払金等の納入の通知をしているものが出納閉鎖の日までもどし入れとならなかつたときは、その翌日において歳入として測定をしなければならない。

(契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の手続)

第134条 契約担当者は、令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設けるときは

、予定価格の10分の8以上の価格を最低制限価格としなければならない。

2 省略

(予定価格の作成等)

第146条 契約担当者は、随意契約をするときは、予定価格を第133条第1項及び第2項の規定の例により決定し、当該予定価格を記載した書面を作成しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する契約にあつては、予定価格を記載した書面の作成を省略することができる。

(1)~(3) 省略

2 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第134条第1項の改正規定は、令和4年6月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第552号

愛媛県工事執行規程(昭和39年8月愛媛県告示第695号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和4年5月20日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(契約保証金)	(契約保証金)
第7条 1件の設計金額(請負に付すべき金額(材料を支給する場合は、支給材料の金額を加算した金額)をいう。以下同じ。)が100万円以上の工事については、規則第154条第1号、第2号又は第5号(契約が規則第146条第1項第4号に該当して予定価格を記載した書面の作成を省略する場合及び当該契約を規則第158条	第7条 1件の設計金額(請負に付すべき金額(材料を支給する場合は、支給材料の金額を加算した金額)をいう。以下同じ。)が100万円以上の工事については、規則第154条第1号又は第2号

の規定により変更する場合に限る。)の規定による場合を除き、
 契約保証金の納付を免除してはならない。ただし、請負代金額の
 増額変更により既に納付させた契約保証金額が請負代金額の10分
 の1(規則第133条の2第2項の規定による調査に係る契約にあ
 つては、請負代金額の10分の3)に満たなくなつた場合における
 その差額の納付については、この限りでない。

(工程表の省略)

第9条 工程表を省略することができる工事は、1件の請負代金額
 が50万円未満のもの、年間維持工事(県が管理する施設、設備
 等の安全性を確保すること又はその機能若しくは性能を維持する
 ことを目的とし、おおむね年間を通じて行う維持、修繕等の工事
 をいう。以下同じ。)及び規則第146条第1項第4号の復旧工事
 (同号に該当して予定価格を記載した書面の作成を省略する場合
 に限る。)とする。

の規定による場合を除き、
 契約保証金の納付を免除してはならない。ただし、請負代金額の
 増額変更により既に納付させた契約保証金額が請負代金額の10分
 の1(規則第133条の2第2項の規定による調査に係る契約にあ
 つては、請負代金額の10分の3)に満たなくなつた場合における
 その差額の納付については、この限りでない。

(工程表の省略)

第9条 工程表を省略することができる工事は、1件の請負代金額
 が50万円未満のもの及び年間維持工事(県が管理する施設、設備
 等の安全性を確保すること又はその機能若しくは性能を維持する
 ことを目的とし、おおむね年間を通じて行う維持、修繕等の工事
 をいう。以下同じ。) _____
 _____とする。

○愛媛県告示第553号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自
 立支援医療機関を指定した。

令和4年5月20日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする 医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
チェリー薬局 ラフター	松山市古川北一丁目121番 24号	株式会社チェリー薬局	松山市保免西一丁目111番 24号	代表取締役 渡辺慎一郎	精神通院医療(薬 局)	令和4年 5月1日
ウエルシア薬局 松山東 垣生町店	松山市東垣生町358番1	ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二 丁目2番15号	代表取締役 松本忠久	精神通院医療(薬 局)	令和4年 5月1日

○愛媛県告示第554号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自
 立支援医療機関を指定した。

令和4年5月20日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション			担当しようとする 医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地			
社会福祉法人ともの家	松山市溝辺町甲94	理事長 永和志野	訪問看護ステーションと もの家	松山市溝辺町甲94	精神通院医療	令和4年 5月1日	
株式会社 洸	新居浜市本郷一丁目11番 23号	代表取締役 神野大成	訪問看護ステーション仁 ~じん~	西条市周布212-7 2 階	精神通院医療	令和4年 4月1日	

○愛媛県告示第555号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定
 により、保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及
 び保育士登録証再交付手数料の収納の事務を次のとおり委託した。

令和4年5月20日

愛媛県知事 中村時広

- 1 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
 社会福祉法人日本保育協会
 東京都千代田区麹町一丁目6番地2
- 2 委託期間
 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

○愛媛県告示第556号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において
 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地
 域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。